

# 騒音・振動公害防止の手引き

## 工場・事業場編

生活環境を保全し、人の健康の保護に資することを目的として、著しい騒音・振動を発生する施設を設置する工場又は事業場（特定工場等）から発生する騒音・振動については、騒音規制法、振動規制法、県民の生活環境の保全等に関する条例（県条例）により規制がされております。このパンフレットは、特定工場等に関する騒音・振動の届出等にあたって手引きとなるよう作成したものです。

### 1 規制対象地域

#### (1) 騒音規制法・振動規制法

豊田市内全域

ただし、都市計画法で定められた工業専用地域と都市計画区域以外の地域は除かれます。

(都市計画区域以外の地域：小原・足助・下山・旭・稲武地区)

#### (2) 県民の生活環境の保全等に関する条例

豊田市内全域

ただし、法の規制対象施設を設置し、届出している特定工場等は除かれます。

### 2 届出

規制対象地域内において、工場又は事業場に新たに規制対象施設（4、5ページ）を設置しようとするなど次頁の表の事由が生じた場合には、騒音規制法、振動規制法又は県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき届出が義務付けられています。

また、届出をしなかったり、虚偽の届出をしたような場合には罰則が科せられることがあります。

問合わせ及び提出先：豊田市役所 環境部 環境保全課 〒471-8501 豊田市西町 3-60 0565-34-6628（直通） 0565-34-6684（FAX） k_hozen@city.toyota.aichi.jp（E-mail）
---

届出の種類	事由	届出の時期
設置の届出	規制対象施設が設置されていない工場等に、新たに規制対象施設を設置しようとする場合	設置の工事開始日の 30日前まで
使用の届出	① 工場等の所在する地域が規制対象地域となった際、そこに規制対象施設を設置している場合 ② 規制対象外施設が規制対象となった際、規制対象地域内にその施設を設置している場合（その施設以外の規制対象施設を設置していない場合に限る。）	規制対象地域となつた日、又は規制対象施設となつた日から 30日以内
※ 種類（及び能力） ごとの数変更の 届出	① 騒音規制法・県条例（騒音・振動）の届出：規制対象施設の種類ごとの数を、直近の届出数の2倍を超えて増加させる場合 ② 振動規制法の届出：規制対象施設の種類及び能力ごとの数を増加させる場合 ③ 規制対象外施設が規制対象となった場合（設置、使用の届出をしている場合に限る。）	変更の工事開始日の 30日前まで
防止の方法の 変更の届出	規制対象施設の騒音又は振動の防止の方法を変更し、工場等において発生する騒音又は振動の大きさの増加を伴う場合	
使用の方法の 変更の届出	振動規制法の規制対象施設について、その使用の開始時刻又は終了時刻を変更する場合。ただし、使用開始時刻を繰り下げ又は使用終了時刻を繰り上げる場合は届出不要。	
氏名等の 変更の届出	① 届出者の氏名又は住所（法人にあっては名称及び代表者氏名）の変更があつた場合 ② 工場等の名称又は所在地の変更があつた場合	変更の日から 30 日 以内
使用全廃届出	規制対象施設をすべて廃止した場合	廃止した日から 30 日以内
承継届出	届出を行った者から規制対象施設のすべてを譲り受け、借り受けた場合、又は相続、合併、分割があつた場合	承継があつた日から 30日以内

備考 1 騒音関係、振動関係はそれぞれ届出が必要です。

- 2 法と県条例の関係は、法が優先し、**法に基づく届出がなされる場合には、県条例に基づく届出は不要となります。**  
したがって、騒音規制法の届出を行う場合は、県条例の騒音発生施設に関する届出は不要です。このことは振動規制法と県条例の振動発生施設との関係についても同様です。

（例：7.5kWの空気圧縮機を設置済みの工場に3.75kWの冷凍機を新たに設置→届出不要）

## 届出の種類と必要な添付書類一覧

届出の種類	設置 の 届出	使用 の 届出	変更の届出				使用 全廃 届出	承継 届出
			数	防止 の 方法	使用 の 方法	氏名等		
事業場付近の見取図（1/2000程度）	○	○	○	○	○	—	—	—
事業場敷地内の建物配置図	○	○	○	○	○	—	—	—
規制対象施設の配置図	○	○	○	○	○	—	—	—
騒音（振動）防止の方法	○	○	—	○	—	—	—	—
施設仕様書及び図面（参考資料）	○	○	○	—	—	—	—	—
連絡責任者の所属、氏名、電話番号（参考資料）	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)
法人登記等の写し（参考資料）	—	—	—	—	—	—	—	○

（注）（○）：県条例の届出の場合、必須となります。

# 届出の作成について

以下のいずれかの方法で提出してください。

- (1) あいち電子申請・届出システム（24時間365日受付可能）※
  - (2) 窓口へ届出書を2部提出してください。（郵送可（返信用封筒必要））
- ※閉庁時に電子で届け出た場合、翌開庁日の受理となります。

## 届出書の記載例

特定施設設置届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

豊田市長様

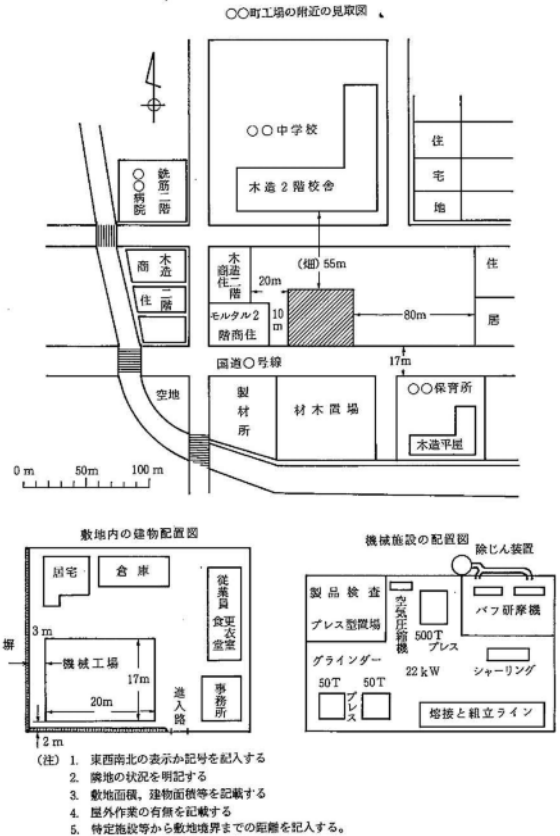
〇〇市〇〇町〇〇番地  
 〇〇プレス工業株式会社  
 代表取締役 〇 〇 〇 〇  
 (TEL 担当者 〇 〇 〇 〇)

騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

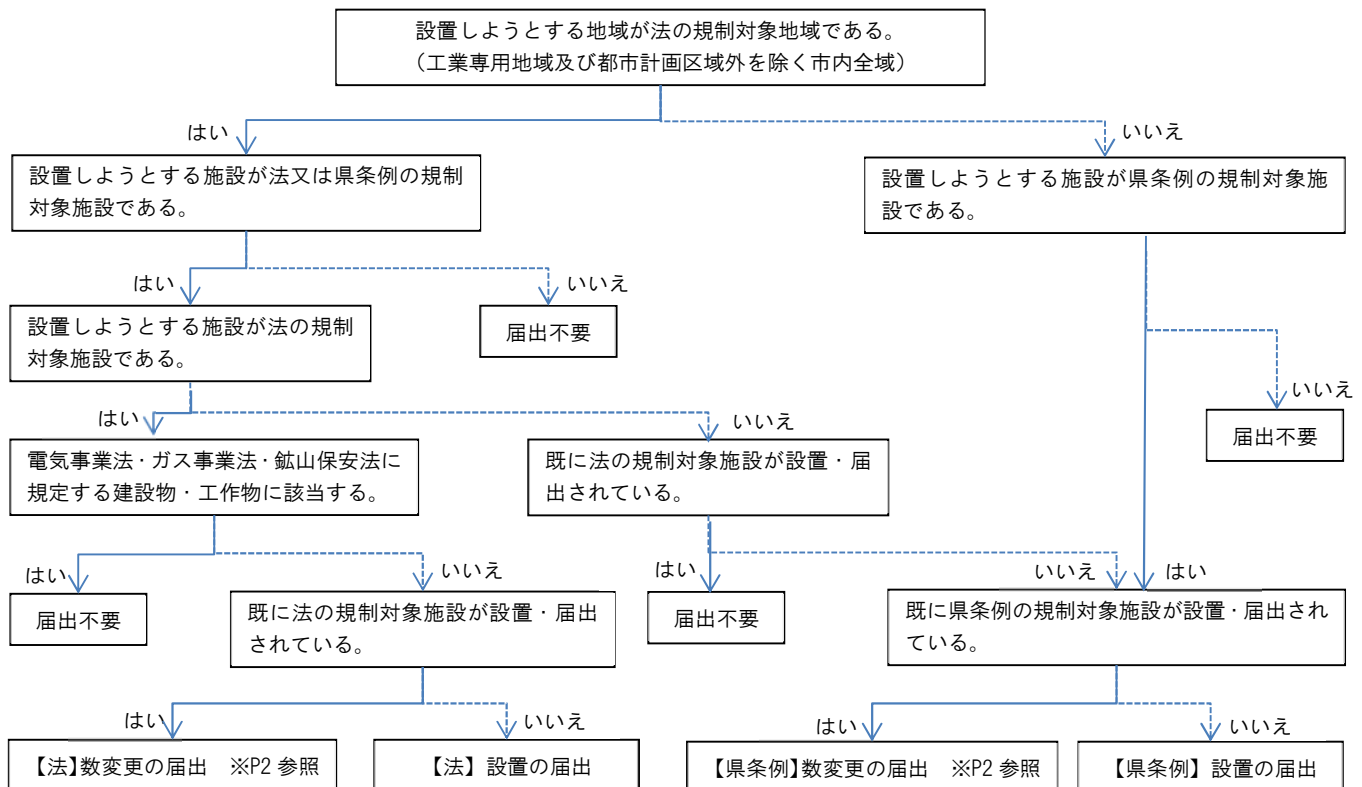
工場又は事業場の名称	〇〇プレス工業㈱ 〇〇県工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	〇〇市〇〇町〇〇番地	※受理年月日	
工場又は事業場の事業内容	自動車部品プレス加工	※施設番号	
常時使用する従業員数	45人	※審査結果	
△騒音の防止の方法	別紙のとおり	※備考	
特定施設の種類の種類	型式	公称能力	使用開始時刻 (時・分)
1-ニ 液圧プレス	油圧プレス (〇〇社製 KT-5)	500T	1 13時00分
1-ホ 機械プレス	クランクパワ ープレス〇〇 社製PPA	50T	2 8時30分
2 空気圧縮機	往復動型 〇〇社WHC	22kW	1 同上
			使用終了時刻 (時・分)
			16時00分
			17時30分
			同上

## 添付書類の作成例

事業場付近の見取り図及び施設配置図



## 届出判定フローチャート



### 3 規制対象施設一覧 ( ○印はすべて対象、 ×印は対象外)

1 重量トン≒9.8kN  
 (294kN≒30 重量トン)  
 1 馬力=0.75kW 3.75kW=5 馬力

区分		騒音関係				振動関係			
		特定施設【法】		発生施設【県条例】		特定施設【法】		発生施設【県条例】	
施設名		種類の番号	原動機の定格出力等	種類の番号	原動機の定格出力等	種類の番号	原動機の定格出力等	種類の番号	原動機の定格出力等
金属加工機械	圧延機械	1-イ	合計が22.5kW以上	1-イ	合計が22.5kW以上		×		×
	製管機械	1-ロ	○	1-ロ	○		×		×
	ベンディングマシン	1-ハ	ロール式で3.75kW以上	1-ハ	ロール式で3.75kW以上		×		×
	液圧プレス	1-ニ	矯正プレスを除く	1-ニ	○	1-イ	矯正プレスを除く	1-イ	○
	機械プレス	1-ホ	呼び加圧能力294kN以上	1-ホ	呼び加圧能力294kN以上	1-ロ	○	1-ロ	○
	せん断機	1-ヘ	3.75kW以上	1-ヘ	3.75kW以上	1-ハ	1kW以上	1-ハ	1kW以上
	鍛造機	1-ト	○	1-ト	○	1-ニ	○	1-ニ	○
	ワイヤーフォーミングマシン	1-チ	○	1-チ	○	1-ホ	37.5kW以上	1-ホ	37.5kW以上
	プラスト	1-リ	タンプラスト以外で密閉式を除く	1-リ	○		×		×
	タンブラー	1-ヌ	○	1-ヌ	○		×		×
	切断機	1-ル	といしを用いるものに限る	1-カ	高速切断機に限る		×		×
	研磨機		×	1-ル	合計が10kW以上		×		×
	目立機		×	1-ヲ	原動機を用いるもの		×		×
平削盤		×	1-ワ	7.5kW以上		×		×	
送風機(及び排風機)	2	7.5kW以上	13	3.75kW以上		×	13	3.75kW以上	
圧縮機 (環境大臣が指定するものを除く)		空気圧縮機で7.5kW以上	2	空気圧縮機で3.75kW以上	2	7.5kW以上	2	3.75kW以上	
冷凍機		×		3.75kW以上		×		3.75kW以上	
土石用又は鉱物用の破碎機・摩砕機・ふるい及び分級機	3	7.5kW以上	3	3.75kW以上	3	7.5kW以上	3	7.5kW以上	
織機	4	原動機を用いるもの	4	原動機を用いるもの	4	原動機を用いるもの	4	原動機を用いるもの	
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	5-イ	気ほうコンクリートプラントを除き混練容量0.45m³以上	5-イ	気ほうコンクリートプラントを除き混練容量0.45m³以上		×		×
	アスファルトプラント	5-ロ	混練重量200kg以上	5-ロ	混練重量200kg以上		×		×
	コンクリートブロックマシン		×		×	5	合計が2.95kW以上	5	合計が2.95kW以上
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械		×		×		合計が10kW以上		合計が10kW以上
穀物用製粉機	6	ロール式で7.5kW以上	6	7.5kW以上		×	11	7.5kW以上	
木材加工機械	ドラムバーカー	7-イ	○	7-イ	○	6-イ	○	6-イ	○
	チップパー	7-ロ	2.25kW以上	7-ロ	2.25kW以上	6-ロ	2.2kW以上	6-ロ	2.2kW以上
	碎木機	7-ハ	○	7-ハ	○		×		×
	帯のご盛	7-ニ	製材用は15kW以上、木工用は2.25kW以上	7-ニ	製材用は15kW以上、木工用は2.25kW以上		×		×
	丸のご盛	7-ホ	製材用は15kW以上、木工用は2.25kW以上	7-ホ	製材用は15kW以上、木工用は2.25kW以上		×		×
	かなな盤	7-ヘ	2.25kW以上	7-ヘ	2.25kW以上		×		×
抄紙機	8	○	8	○		×		×	
印刷機械	9	原動機を用いるもの	9	原動機を用いるもの	7	2.2kW以上	7	2.2kW以上	
ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機		×		×	8	カレンダーロール機以外で30kW以上	8	カレンダーロール機以外で30kW以上	
合成樹脂射出成形機	10	○	10	○	9	○	9	○	
鋳型造型機	11	ジョルト式のもの	11	ジョルト式のもの	10	ジョルト式のもの	10	ジョルト式のもの	
ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン		×	12	最高出力37.3kW以上		×	12	最高出力37.3kW以上	
走行クレーン	門型走行クレーン		×	14-イ	7.5kW以上		×		×
	天井走行クレーン		×	14-ロ	7.5kW以上		×		×
洗びん機		×	15	合計が7.5kW以上		×		×	
真空ポンプ		×	16	7.5kW以上		×		×	

備考 1 特定施設【法】とは騒音規制法又は振動規制法に定める特定施設のことであり、発生施設【県条例】とは県民の生活環境の保全等に関する条例に定める騒音発生施設又は振動発生施設のことです。

2 圧縮機は、冷凍機は含まれません。環境大臣が指定するものは、低振動型圧縮機があり、[https://www.env.go.jp/page\\_00429.html](https://www.env.go.jp/page_00429.html) で確認できます。

## 4 騒音の規制を受ける作業

次の作業を伴う事業を営む者は、県条例施行規則で定める基準を超える騒音を発生させてはなりません。騒音の規制を受ける作業を行う場合の届出は不要です。

- ①板金又は製かんの作業 ②鉄骨又は橋りょうの組立作業（建設の現場作業を除く。）③金属材料の引抜き作業 ④鍛造の作業 ⑤電気又はガスを用いる溶接又は金属の切断作業 ⑥電動又は空気動力工具を使用する金属の研磨、切削又はびょう打ちの作業 ⑦音響を発生する機器（楽器を含む。）の組立て、試験又は調整の作業 ⑧内燃機関の試験又は調整の作業 ⑨工業用ミシンを用いる作業 ⑩木材の切削等の加工の作業 ⑪原木、原紙、鉄材等重量物の積込み又は積卸しの作業 ⑫貨物の搬入又は搬出の作業 ⑬建設用重機械を用いる作業（建設の現場作業を除く。）

## 5 相当程度の騒音又は振動発生施設に対する規制

相当程度の騒音又は振動を発生する施設（原動機の定格出力が0.75kW以上の送風機、排風機、圧縮機、冷凍機）を設置する工場等は、県条例施行規則で定める基準を遵守しなければならないこととし、基準に適合しないことにより周辺的生活環境が損なわれていると認められる場合は勧告が発動されることがあります（法に基づく特定工場内に設置される場合、県条例に基づく騒音又は振動発生施設を設置する工場に設置される場合を除く。）。

## 6 規制基準

規制対象施設を設置する工場等の事業者は、下表に示す敷地境界における騒音・振動の規制基準の遵守の義務が課せられています。また、騒音の規制を受ける作業を伴う事業を営む者についても、その作業に伴う騒音について、同じ規制基準を守ることが義務付けられています。

時間の区分 地域の区分			騒音（デシベル）			振動（デシベル）	
			昼間 注1※1	朝・夕 注1※2	夜間 注1※3	昼間	夜間
騒音 規制法	振動 規制法	県条例	8～18	6～8 18～21	21～6	7～20	20～7
第1種 区域	第1種 区域	1 第一種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域・第二種低層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域、田園住居地域	45	40	40	60	55
第2種 区域		2 第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域	50	45	40	65	55
第3種 区域	第2種 区域	1 近隣商業地域・商業地域・準工業地域	60 (65)	55 (60)	50	65	60
		都市計画区域で用途地域の定められていない地域(市街化調整区域)	60	55	50		
第4種 区域	2	工業地域	65 (70)	60 (65)	55 (60)	70	65
工業専用地域			(75)	(75)	(70)	(75)	(70)
都市計画区域以外の地域			(60)	(55)	(50)	(65)	(60)

(注) 1 ※印は県条例の時間帯 ※1：8～19 ※2：6～8、19～22 ※3：22～6

(注) 2 ( )内は、法の基準値と異なる場合の県条例の基準値

- 備考 1) **騒音関係**では、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域・その他の地域内、**振動関係**では、工業地域・工業専用地域内の学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの範囲内の基準は上の表の値から5デシベルを減じた値とする。
- 2) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の境界線から工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内の基準は上の表の値から5デシベルを減じた値とする。
- 3) 騒音の規制を受ける作業及び相当程度の騒音又は振動を発生する施設を設置する工場等に適用される基準値は、本表の県条例の基準値と同じである。

## 7 改善勧告・改善命令

規制の対象となる工場等又は作業において発生する騒音又は振動が基準に適合しないことにより、周辺の生活が損なわれていると認められる場合には、その事態を除去するために必要な勧告又は命令が発動されることがあります（相当程度の騒音又は振動を発生する施設を設置する工場等に対する改善命令の規定はありません。）。

なお、改善命令に違反した場合においては、罰則が科せられることになっております。

## 8 公表

この県条例の規定に違反して著しく公害を発生させている場合には、氏名又は名称及び住所並びにその違反の状況が公表される場合があります。

この県条例の規定による勧告がされた場合において、当該勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告内容が公表される場合があります。

## 9 騒音・振動対策の留意点

### 騒音

- 特定施設等は、低騒音型の機種を選定するほか、給排気を伴う場合は、出入口や配管部分の騒音対策を行うこと。
- 施設本体について、覆う等の遮音や吸音処理を検討すること。
- 建屋は施設に適した建築構造とし、建屋内の施設の配置にも注意すること。
- 屋根・壁の遮音性をよくし、遮音上の問題となる開口部や隙間がないか注意すること。
- 壁、天井の吸音性について検討すること。
- 周辺の民家等に注意し、敷地内の建物、屋外施設の配置を適正にし、塀等による遮音を検討すること。

### 振動

- 特定施設等は、低振動型の機種を選定するほか、共振動状態が発生しないように注意すること。
- 振動の伝播を抑えるため、基礎の質量を大きくするとともに、弾性体（ばね）等により防振すること。
- 騒音の場合と同様に、周辺民家との距離、配置関係に注意すること。

## 10 暗騒音※（暗振動）の補正

測定対象の音（振動）があるときとないときの騒音計（振動計）の指示値の差が10デシベル以上あるときは、暗騒音（暗振動）の影響はほぼ無視できるが、差が10デシベル未満のときは次の表によって対象の音（振動）が単独にあるときのレベルを推定することができる。

対象の音がある時とない時の差（デシベル）	0～3		4～5	6～9	10以上
補正值（デシベル）	補正できない		-2	-1	0
対象の振動がある時とない時の差（デシベル）	0～2	3	4～5	6～9	10以上
補正值（デシベル）	補正できない	-3	-2	-1	0

※ 日本産業規格 Z8731 では、背景騒音

# 11 騒音・振動関係公害防止管理者等の選任及び届出

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、一定の工場には同法に定める公害防止に関する職務を行う公害防止管理者等の選任及び届出が義務付けられています。

選任が必要な工場の要件			選任する公害防止管理者等の区分		
業種	所在する地域	設置している施設	騒音	振動	統括者
○製造業(物品の加工業を含む) ○電気供給業 ○ガス供給業 ○熱供給業	都市計画区域のうち工業専用地域を除いた地域	機械プレスのうち、呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上のもの	○	○	○ ただし、会社全体の従業員数が 20 人以下の場合には不要
		液圧プレスのうち、呼び加圧能力が 2941 キロニュートン以上のもの(矯正プレスを除く。)	×	○	
		鍛造機のうち、落下部分の重量が 1 t 以上のハンマーであるもの	○	○	人以下の場合は不要

(注) 1 ○印は選任が必要、×印は選任が不要。

2 詳しくは「公害防止管理者・公害防止担当者制度のあらまし」を参照してください。

# 12 よくある質問 (Q & A 集)

Q 1 数変更届出書は、どういう時に届出が必要なのですか？

A 1 届出の根拠となる法令によって異なります。

根拠法令	届出が必要な事由
騒音規制法 県 条 例	新しい種類の施設を設置する場合 例：圧縮機 2 台設置済み、新たに送風機を設置する
	同じ種類の施設数が直近の届出数の 2 倍を超えて増加する場合 例：圧縮機 1 台→2 台 (不要) 圧縮機 1 台→0 台 (不要) 圧縮機 1 台→3 台 (必要) 圧縮機 7.5 kW 1 台→圧縮機 10 kW 1 台 (不要) 能力変更
振動規制法	新しい種類の施設を設置する場合
	特定施設の種類及び能力ごとの数が、直近の届出数から増加する場合 例：圧縮機 7.5 kW 1 台→圧縮機 7.5 kW 2 台 (必要) 圧縮機 7.5 kW 1 台→圧縮機 10 kW 1 台 (必要) 能力変更 圧縮機 7.5 kW 1 台→圧縮機 7.5 kW 0 台 (不要) 圧縮機 7.5 kW 1 台→圧縮機 7.5 kW 1 台 (不要) 機器更新

全ての規制対象施設を廃止するとき以外は、施設を減らす届出は不要です。

Q 2 原動機の定格出力の表示が 3.7 kW となっているが、届出は不要ですか？

A 2 3.75 kW 以上とみなし、届出対象としています。

Q 3 1 台の機械を、2 台以上の原動機で稼働させている場合、定格出力の考え方は？

A 3 規制対象施設の規模要件として、合計の定格出力が定められているのもの以外は、最大の定格出力のものを対象として考えてください。

Q 4 ディーゼルエンジンやガソリンエンジンを非常用に設置するが、届出が必要ですか？

A 4 常用、非常用に関係なく、届出対象施設となります。ただし、法の届出がされている事業場であれば不要です。